



[審査証明番号/有効期限]	BCJ-審査証明-206/2028年7月28日
[技術の名称]	吹付け石綿粉じん飛散防止処理技術 「Nウェット封じ込め工法」
[依頼者(審査証明取得者)]	株式会社 ニチアスセムクリート

[技術概要]

本技術は建築物の梁、柱、壁等に施工されている、石綿含有湿式吹付けロックウールに対して石綿粉じんの飛散防止を十分に考慮し、かつ関係法令に則って安全に封じ込める工法である。

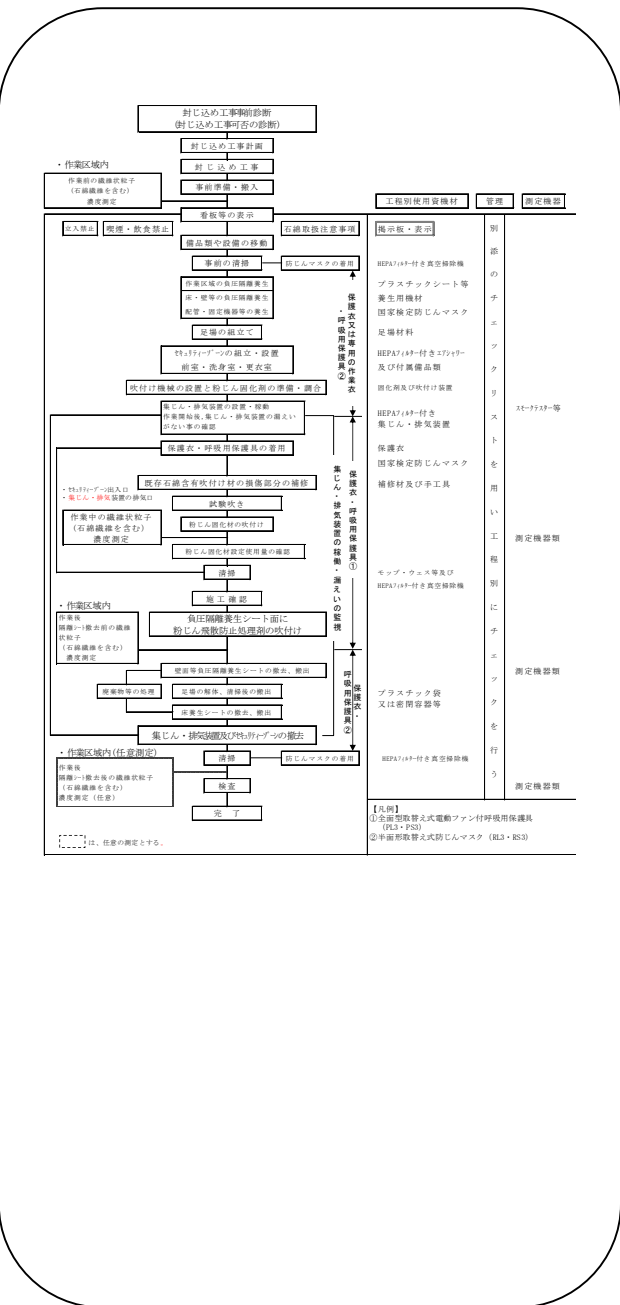
[開発の趣旨]

既存の建築物に施工された吹付け石綿の封じ込めに際し、処理中及び処理後の石綿の飛散を防止する工法を確立し、その普及を図る。

[開発目標および審査証明結果]

本技術について、前記の開発の趣旨、開発の目標に照らして審査した結果は、以下のとおりである。

- (1) 建築基準法第37条第二号の規定に基づく国土交通大臣の認定を取得した石綿飛散防止剤を使用して石綿含有湿式吹付けロックウールを封じ込めることにより、石綿含有湿式吹付けロックウールから石綿繊維の飛散を防止し、既存の建築物利用者の安全を確保できるものと判断される。なお、封じ込め処理後もキズ等がつきやすい状況にある湿式吹付けロックウールに対し、目視で劣化状況等を確認できる封じ込め処理工法を確立できるものと判断される。
- (2) 封じ込め工事に際し、作業区域に隣接する部分の空気1リットル中の繊維状粒子(石綿繊維を含む)の本数をおよそ10本以下とすることにより、汚染を抑制することができるものと判断される。
- (3) 封じ込め工事終了後に、作業場所における空気1リットル中の繊維状粒子(石綿繊維を含む)の本数をおよそ10本以下とすることにより、建築物利用者の安全を確保できるものと判断される。
- (4) 封じ込め工事中の作業者は、関連法規等に則って作業を行う等のほか、施工中に発生のおそれがある事故を想定して、その対策を講ずることにより、安全を確保できるものと判断される。



[本技術の問い合わせ先]

企業名/株式会社ニチアスセムクリート
部署名/東日本営業部 営業一課
担当者名/清水 英雄
TEL/03-4413-1232
FAX/03-3552-6183